割合が百分の八十以上の者である場合にあっては、当該特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）」を加え、同項第二号イ中「した日数」の下に「（当該実践訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下イにおいて同じ。）がある場合にあっては、当該実践訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下この号において同じ。）」を、「以上の者」の下に「又は当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者」を、「期間の数」の下に「当該実践訓練を受講した特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあっては、当該特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間の数）」を加え、同条第四項第一号中「（当該実践訓練に係る修了者等であって、当該実践訓練が終了した日から起算して三月を経過する日までの間に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者となった者及び同法第五条第一項の適用事業の事業主となった者の合計数を当該実践訓練の修了者等の数で除して得た率（当該実践訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に当該実践訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。次号において同じ。）」を削り、同項第二号イ中「百分の四十以上百分の五十五」を「百分の三十五以上百分の六十」に、「同日。」を「同日」に改め、同号ロ中「五十五」を「六十」に改める。

第九条中「過去に」の下に「重大な不正の行為若しくは過去五年以内」を加え、「行為により、認定」を「行為（当該重大な不正の行為又は不正の行為が、当該職業訓練実施奨励金に係る認定職業訓練を行った都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであって、当該重大な不正の行為又は不正の行為の事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関して当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該重大な不正の行為又は不正の行為の事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。）により、認定」に改める。

第十一条第一項第五号中「受講した日数」の下に「（やむを得ない理由により当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下この号において同じ。）がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）」を加え、同項第七号中「相当する給付金」の下に「その他職業訓練を受けることを容易にするための給付金であって厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定めるもの」を加える。

附則第三条の三第一項中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、「同号ロ中「申請職業訓練を行おうとする者が過去に」とあるのは「岩手県、宮城県若しくは福島県（以下この号において「特定県」という。）に所在する施設において申請職業訓練を行おうとする者が過去に当該特定県において又は特定県以外の都道府県において、」と、「を削り、「後に初めて」を「おいて初めて」に、「後に」を「おいて」に改め、同条第三項中「又は(3)」を削る。

附則第四条中「「過去に」とあるのは「過去に申請職業訓練を行う施設の所在する都道府県と同一の都道府県において」と、」を削り、「(1)本文中」の下に「「割合（当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に当該認定職業訓練を行った者が機構に届け出たものに限る。）をいう。以下」とあるのは「割合をいう。以下この条において」と、」を、「単位の附則第四条職業訓練」と、」の下に「「（修了者等」とあるのは「修了者」と、「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者（以下この条において「被保険者」という。）となった者及び同法第五条第一項の適用事業の事業主となった者」とあるのは「就職した者及び自営業者となった者の数並びに就職理由退校者」と、」を加え、「不正の行為をしたこと」を「重大な不正の行為をしたこと」に改め、「もの」と厚生労働大臣が認めた者（」の下に「当該認定の取消し又は同項各号列記の事項への不適合（以下この(3)において「認定の取消し等」という。）が、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであって、当該認定の取消し等の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関して当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該認定の取消し等の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、」を、「者」と読み替え」の下に「、同号リ(4)中「(3)の重大な不正の行為を理由として」とあるのは「(3)の」と読み替え、同号リ(5)中「(3)の重大な不正の行為をしたことにより」とあるのは「(3)の」と読み替え」を加える。

附則第四条の二を削る。

附則第四条の三第三項及び第四項中「第四条の三」を「第四条の二」に改め、同条を附則第四条の二とする。

附則第四条の二の次に次の二条を加える。

（事務の委嘱に関する暫定措置）

第四条の三　管轄公共職業安定所の長は、当分の間、職業安定局長の定めるところにより、特定求職者の申出によって必要があると認めるときは、その者について行う就職支援計画書の作成及び交付に関する事務をその者が就職を希望する地域を管轄する公共職業安定所長であって、職業安定局長が定める要件に該当するものに委嘱することができる。

2　前項の規定による委嘱が行われた場合は、当該委嘱に係る特定求職者について行う職業訓練受講給付金の支給に関する事務並びに就職支援計画書の作成及び交付に関する事務は、第十七条、第二十一条及び第二十三条の規定にかかわらず、当該委嘱を受けた公共職業安定所長が行う。

3　前二項の場合における第二章及び第三章の規定の適用については、これらの規定中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「委嘱を受けた公共職業安定所長」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「委嘱を受けた公共職業安定所」とする。

（船員となろうとする者に関する特例）

第四条の四　船員職業安定法第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、附則第三条第四項中「による公共職業安定所長」とあるのは「による地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）の長」と、附則第三条第四項中「ついて公共職業安定所長」とあるのは「ついて地方運輸局の長」と、附則第三条の二及び前条第一項中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」と、前条第一項及び第三項中「管轄公共職業安定所」とあるのは「管轄地方運輸局」と、前条第三項中「委嘱を受けた公共職業安定所」とあるのは「委嘱を受けた地方運輸局」とする。

様式第二号（表面）5中「就職者数」を「就職者数（雇用保険適用）」に改め、同6(1)中「事業評価関係就職率」を「雇用保険適用就職率」に改め、同6中(2)を削り、(1)の番号を削り、同様式（裏面）6中「就職者数」を「就職者数（雇用保険適用）」に改め、「雇用保険加入の有無等にかかわらず、」を削り、「就職した又は自営業者」を「雇用保険被保険者又は雇用保険適用事業主」に改め、同7中「なお、基礎訓練の場合は、付加奨励金関係就職率の欄は空欄にしてください。」を削り、(1)を削り、同(2)中「付加奨励金就職率」を「雇用保険適用就職率」に改め、同7中(2)の番号を削る。